

知 事 意 見 (要 綱)

平成15年12月15日

水島港(玉島地区)公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書について、倉敷市長、関係地域住民及び岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1. 基本的事項について

(1) 当事業が瀬戸内海における公有水面埋立事業であること、また、計画地が瀬戸内海国立公園内であることから、事業の実施に当たっては、水質や自然環境等への一層の配慮が必要である。

特に、計画地周辺が閉鎖性海域であるとともに、一部の海域で既に環境基準を超える状況にあることから、埋立工事中及び埋立地の利用に伴い発生する汚濁負荷量を可能な限り削減するなど、周辺海域の水質保全に万全を期すること。

(2) 埋立地の土地利用に関しては、港湾関連用地、都市再開発用地及び緑地等(以下、「上物計画」という。)が計画されており、岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、「水島港(玉島地区)臨海部土地造成事業及び港湾環境整備事業」(以下、「上物アセス」という。)として手続き中であるが、上物アセスでは本予測結果も反映した総合的な環境影響評価とすること。

2. 干潟造成事業について

干潟造成事業については、当事業に係る重要な環境保全措置として位置付けられていることから、良好な生態系の実現を図るためには特段の配慮が必要である。

このため、目標としている干潟生態系の性格、先行他事例の研究結果の反映状況、干潟形状等に関する検討状況などを明らかにするとともに、緑地等上物計画との一体的な整備を図るよう検討すること。

また、雨水を干潟造成地へ導入する計画とするなど、干潟での汽水環境を創出し、多様な動植物の生息・生育環境を確保するよう配慮すること。

3. 予測及び評価について

(1) 計画地周辺海域は、高梁川の淡水流入による影響を受けやすい水域であるため、水質及び底質に関する予測に当たっては、塩分及び溶存酸素などの鉛直分布の詳細な把握が重要であることから、予測モデルの適切性及び評価手法について再確認し、事後調査の必要性についても検討すること。

(2) 計画地が瀬戸内海国立公園内であることから、景観に及ぼす影響については特に配慮する必要があるため、他に調査すべき眺望点がないか、主要な利用拠点等を考慮の上、更に確認するとともに、確認された場合はその眺望点の特性を踏まえた適切な方法により予測・評価を行うこと

また、長期にわたる事業であることから、工事の進捗に伴う景観変化についても、予測・評価すること。

4．環境保全措置について

工事の実施によるSS（浮遊物質）の拡散防止はもちろんのこと、護岸工事等に伴う底質攪乱による底泥の拡散防止については、周辺海域への影響を極力低減する必要があるため万全を期するとともに、事後調査結果も十分考察し必要に応じ、更なる防止対策を講じること。

5．環境管理計画について

計画地周辺は、閉鎖性海域であり、潮流や水質については、陸水流入、潮汐、構造物の設置等による影響を受けやすいため、適切な事後調査を実施し、その結果を工事計画・管理に反映し、環境負荷の一層の低減を図ること。

6．地元理解及び住民参加について

工事計画、事後調査結果等については、積極的に地域住民へ情報提供するとともに、適宜、説明会や意見交換の場を設けるなど、地域の理解と協力を求めながら適切に事業を進めること。

7．指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1．共通事項

- (1) 当該事業が、やむを得ない必要最小限の公有水面埋立規模であり、いかに環境影響の回避・低減が図られた計画であるのか、代替案との比較検討状況も含め明らかにすること。
また、今後の瀬戸内海における埋立を極力抑制する観点から、浚渫土砂の有効利用に関する調査研究を進め、浚渫土砂の海域埋立処分量の減量化を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「水島港港湾計画」との整合を確認するとともに、現計画への改訂時（平成9年3月）に取りまとめられた環境省（当時、環境庁）からの意見を踏まえ、当該事業に起因する道路交通騒音、計画地からの余水排水による水質影響については可能な限り低減するよう特に配慮すること。
- (3) 工事の実施に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、講じる環境保全措置等について工事関係者に徹底すること。

2．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

工事の実施による粉じんの発生を防止するため、十分な散水等を実施するなど飛散防止に努めるとともに、大気質の事後調査の必要性について再検討すること。

(2) 騒音及び振動

計画地背後地は、現況で自動車騒音に係る環境基準を超過している地域であるとともに、今後の自動車交通発生量も増加が見込まれることから、当事業に起因する交通量については可能な限り分散化及び平準化を図り、適切な監視も行うこと。

また、自動車騒音・振動の影響を可能な限り低減させるため、必要に応じ路面補修等について関係機関と調整すること。

(3) 水質

ア．埋立工事中における余水排水のSS濃度は150mg/L以下として予測・評価を行っているが、その担保手法を検討し、評価書で明らかにすること。

また、当事業が、現に埋立中である玉島ハーバーアイランドの沖出しであることから、現埋立事業が公共用水域に与えた影響を蓄積された測定データより検証するとともに、更なる余水排水のSS濃度の低減についても検討すること。

イ．当事業の浚渫予定地のように溝状に掘込んだ窪地では、鉛直循環流が発生しやすく貧酸素化しやすいことから、水質及び底質に係る評価に当たっては、流れ、塩分、溶存酸素などの詳細な鉛直分布調査により、予測精度の向上に関する検討が重要であるため、早期の事後調査において、これら調査を実施すること。

併せて、底泥表面の酸化還元電位測定による底質悪化域の分布調査も実施すること。

ウ．予測に用いるパラメータについては文献値を採用しているが、当該水域に適用して適切とする根拠を明らかにすること。

特に、物理的一般性がある渦動粘性（拡散）係数と異なり、水質と底質の相互作用に依存する底泥からの溶出速度や溶存酸素の消費速度などは、実測値を用いる必要性について検討すること。

3. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物及び植物

ア．当事業の工事の実施がコアジサシの繁殖に与える影響の予測・評価については、埋立地が広いことのみならず、それらの場所がコアジサシの繁殖環境として適しているかなどの生態にも着目したものとなるよう再度検討するとともに、保全措置の必要性についても評価書で明らかにすること。

イ．動物に係る事後調査内容について、陸生動物と海生動植物のモニタリング期間が異なっているが、両項目を区別する理由がなく、生物に与える影響をよりの確に把握するため、長期的観点から適切な調査となるよう再検討すること。

ウ．文献その他の資料調査に当たっては、幅広い資料を参照し、重要な知見について漏れがないよう徹底するとともに、重要種の選定に当たっても、「岡山県版レッドデータブック（平成15年3月、岡山県）」が発刊されている状況を踏まえ、再度確認すること。

(2) 生態系

慎重かつ長期間の管理を要する干潟部分については、事後調査計画も別途作成し、生物組成、生息量、粒度組成等を継続的に調査し、その機能が十分発揮されるよう、その管理には、事業者として積極的に取り組むこと。

なお、事後調査に当たっては、造成した干潟環境の典型種に着目するなど、干潟環境の状態を長期的かつ定量的に把握するような手法を検討するとともに、適宜、専門家の指導を仰ぐこと。

4. 環境への負荷の低減

(1) 廃棄物

ア．埋立用材の一部である山土については、公共残土を有効利用するなど、その代替材の使用に努め、環境影響の低減に資すること。

イ．工事の実施により発生する全ての廃棄物等については、その発生量を把握し、その種類ごとに処分（再生を含む。）の方法を検討の上、可能な限り定量的に予測・評価すること。

5. その他

(1) 計画地に投入する埋立用材については、有害物質の有無を確認した上で使用する計画であるが、将来の土壌環境として、また、計画地への投入による底質への影響に支障がないよう、具体的な分析項目及びその頻度等を明らかにすること。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立てに係る基本方針への配慮事項に関する記述については、次の項目に留意し再検証すること。

海岸線の変更による自浄能力に関する検証内容については、現存海岸と造出される海岸の自浄作用とを定量的に比較し判断すること。

自然景観への影響については、計画地が国立公園内であることを十分勘案した検討を行うこと。

(3) 上物計画では工場等に隣接して、地域住民等が多数訪れる「公園・緑地」が計画

されていることから、地域住民等が憩い集える環境を確保できるよう、立地企業の誘致に際しては、業種の選定や環境保全対策等について十分配慮すること。

- (4) 計画地周辺海域において、アサリ、ノリ及びハマグリ等の養殖事業が営まれていることから、当事業の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。

水島港（玉島地区）公有水面埋立事業の概要及び 環境影響評価準備書の関係地域住民への周知結果

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

水島港（玉島地区）公有水面埋立事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県（岡山県知事 石井正弘、岡山市内山下2 - 4 - 6）

(3) 事業の目的

次の用地を確保するため、玉島東航路の整備等に伴う航路浚渫土砂等により海面埋立を行うもの。

玉島ハーバーアイランドにおける取扱貨物量の増加に近接した場所で円滑に対応するため、必要な規模の港湾関連用地の確保

水島港背後地の倉敷市街地では住工が混在しており、生活環境の改善や新たな産業進展に資する空間確保のために新たな都市再開発用地の確保

市民が海に親しみながら憩い集える、賑わいと潤いのある空間の形成という要請に応えるための緑地等

(4) 事業の種類

公有水面の埋立

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市玉島乙島地先公有水面

(6) 計画諸元

| 項目 | 計 画 概 要 |
|---------|--|
| 工 事 期 間 | 着工から10年間（護岸工事、浚渫土砂等の工事） |
| 埋 立 面 積 | 47ha（港湾関連用地：17ha、都市開発用地 5ha、緑地等 25ha） |
| 埋 立 土 量 | 702万 m ³ （浚渫土砂：656万 m ³ 、山土 46万 m ³ ） |
| 関 連 事 業 | 航路浚渫事業：水島港（玉島地区）において整備が進められている岸壁（水深 7.5m-12m）に対応した水深の航路を整備するもので、現在水深 10m で整備している航路を水深 12m に増深する。 干潟造成事業：高い生物生産能力、水質浄化機能、親水機能など様々な環境機能を有する干潟が、瀬戸内海において臨海部の埋立の進行とともに干潟が減少し、特に倉敷市周辺海域で顕著であるため、水島港で生物の生産や水質浄化機能を有する干潟回復を目的に整備を図るもの。 |

2．関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

日刊新聞紙への掲載（平成 15 年 7 月 8 日）

山陽新聞（朝刊）、読売新聞（朝刊）

関係地域への要約書等の配布

倉敷市玉島、玉島一丁目、玉島乙島の各一部 計 1,111 世帯

(2) 縦覧期間

平成 15 年 7 月 8 日（火）～ 8 月 7 日（木）

(3) 縦覧場所及び縦覧者数

岡山県土木部港湾課 7 人

岡山県倉敷地方振興局建設部管理課 0 人

岡山県倉敷地方振興局水島港湾事務所総務課 2 人

倉敷市役所玉島支所市民課 1 人

(4) 説明会開催日時及び出席者

平成 15 年 7 月 15 日（火）18:30～20:30 出席者：16 人

(5) 準備書についての意見書の提出期限

平成 15 年 8 月 21 日（木）まで

(6) 住民からの意見書の提出数

なし